

新卒者雇用支援奨励金交付概要

新卒者雇用支援奨励金とは・・・。

久慈市では、新卒者の雇用拡大と地元への就職支援を行うため、毎年3月に中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した市内在住の新卒者を雇い入れた市内事業者に対して奨励金を交付します。

1. 奨励金の交付対象事業主

奨励金は次の(1)～(5)のすべてに該当する事業主に対して交付します。

- (1) 市内に事業所を有し、雇用保険適用事業を営んでいる事業主（風営法第2条に規定する事業を営むものは除きます。）。
- (2) 市内に住所を有し、毎年3月に中学校、高等学校若しくは特別支援学校を卒業した新卒者（以下「交付対象新卒者」）を雇い入れた事業主
- (3) 交付対象新卒者を雇い入れた日の6ヶ月前から6ヶ月後までの1年間に、他の常用雇用者を事業主の都合により解雇していない事業主。ただし、次の①又は②に該当する解雇を行った事業主を除く。
 - ① 当該労働者の責めに帰すべく理由による解雇
 - ② 天災その他やむを得ない理由により事業継続が不可能となったことによる解雇
- (4) 交付対象新卒者に関し、国、県又は市から他の補助金の交付を受けていない事業主。
- (5) 奨励金申請時点及び完了報告時点において、納期の到来した市税を完納している事業主。

2. 奨励金の額

奨励金の額は、常用雇用者として雇用した交付対象新卒者で、申請時の前年度の10月31日までに採用があった者については1人につき**15万円**。それ以後の採用内定があった者については、1人につき**10万円**とします。

3. 奨励金交付の流れ

(1) 事業主への案内

安定所の協力を得て奨励金の交付対象新卒者を雇用した事業所に対し、奨励金交付概要のチラシ等を郵送し交付申請についての案内を行います。

(2) 交付申請

奨励金の交付を受けようとする事業主は、交付対象新卒者を6ヶ月雇用後、30日以内に「新卒者雇用届出書」、「新卒者雇用支援奨励金交付申請書」等を市長へ提出。

(3) 交付決定、不交付決定

- ① 市長は、申請内容を審査のうえ、交付又は不交付の決定を行います。交付又は不交付の決定にあたっては必要に応じ申請記載内容について関係機関に照会を行うものとします。
- ② 市長は交付又は不交付の決定を行ったときは、申請事業主にすみやかに文書によりその旨通知します。

(4) 交付請求書の提出

- ① 交付決定通知を受けた事業主は、通知を受けた日の翌日から15日以内に「新卒者雇用支援奨励金請求書」を市長へ提出

【新卒者雇用支援奨励金交付申請等にあたっての提出書類】

1 雇用届出書・交付申請書の提出書類（交付対象新卒者を6ヶ月雇用後、30日以内に提出）

(1) 新卒者雇用届出書〔様式第1号（別表関係）〕

- ・ 様式は奨励金ご利用のお知らせとともに送付いたします。

(2) 新卒者雇用支援奨励金交付申請書〔様式第2号（別表関係）〕

- ・ (1)と同様、奨励金ご利用のお知らせとともに様式を送付いたします。

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主控え）の写し

(4) 新卒者であることを証明する書類（卒業証明書等の写し）

(5) 新卒者の住所がわかる書類（住民票等）

(6) 新卒者に係る労働条件通知書の写し

- ・ 労働契約書、労働者名簿（雇用契約書）、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）の写し

(7) 新卒者の採用内定日が確認できる書類

(8) 交付対象事業主に係る市税納税証明書

(9) 求人票・紹介状・採否通知書等の写しのうちどれか一つ

- ・ 無い場合は、久慈公共職業安定所で証明してもらう様式がありますので、商工観光課にご連絡下さい。

2 変更（中止・廃止）承認申請時の提出書類

新卒者雇用支援奨励金変更（中止・廃止）承認申請書〔様式第3号（別表関係）〕

- ・ 様式は、商工観光課にありますのでご連絡下さい。

3 請求時の提出書類（交付決定通知書を受けた日の翌日から15日以内に提出）

新卒者雇用支援奨励金請求書〔様式第4号（別表関係）〕

- ・ 様式は、補助金交付決定の通知とともに送付いたします。

～お問い合わせ～

久慈市産業振興部商工観光課（久慈市川崎町1-1）

〒028-8030 久慈市川崎町1-1

電話 0194-52-2123（直通）

Fax 0194-75-3032

新卒者雇用支援奨励金制度

久慈市では、新卒者の雇用拡大と地元への就職支援を行うため、毎年3月新卒者を常時雇用する市内事業者に対して奨励金を交付します。

1. 事業主の交付要件

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 市内に事業所を有し、雇用保険法適用事業を営んでいること（風営法第2条に規定する事業を営むものは除きます。）
- ② 市内事業所で常用雇用者として6ヶ月以上雇用すること
- ③ 新卒者を雇用した日の6ヶ月前から6ヶ月後までの1年間に、他の常用雇用者を事業主の都合により解雇していないこと
- ④ 雇用奨励金の対象になる新卒者に関し、国、県又は市から他の補助金の交付を受けていないこと
- ⑤ 市税を滞納していないこと

2. 対象となる新卒者

市内に住所を有し、毎年3月に中学校、高等学校若しくは特別支援学校を卒業した者

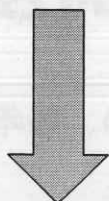
3. 奨励金の交付額

対象となる新卒者で、申請時の前年度の10月31日までに採用を内定した者については1人につき15万円。その他の者については、1人につき10万円。

4. 交付申請の流れ

① 新卒者の雇用

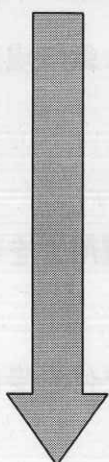
毎年3月の新卒者を常用雇用



雇用後、6ヶ月経過後

② 雇用届出書・交付申請書の提出

新卒者を6ヶ月雇用後、30日以内に「新卒者雇用届出書」及び「新卒者雇用支援奨励金交付申請書」を提出



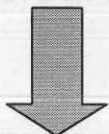
【添付書類】

- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 新卒者であることを証明する書類（卒業証明書等の写し）
- ・ 新卒者の住所がわかる書類（住民票等）
- ・ 労働条件通知書の写し（内定通知書等の写し）
- ・ 新卒者の採用内定日が確認できる書類
- ・ 事業主に係る市町村民税証明書又は未納がないことを証明できる書類
- ・ その他市長が必要と認める書類

申請内容の審査・交付決定

③ 交付請求書の提出

交付決定通知書を受けた日の翌日から15日以内に「新卒者雇用支援奨励金請求書」を提出



雇用支援奨励金の交付

～お問い合わせ～

久慈市産業振興部商工観光課

〒028-8030 久慈市川崎町1-1

電話 0194-52-2123（直通）

Fax 0194-75-3032